

## 五城目町森林経営管理協議会設置要綱

### (目 的)

第1条 五城目町の山林について、林業経営の効率化及び森林の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するべく、森林経営管理法に基づく諸事業を実施するにあたり、より効果的な制度の運用について検討および推進するため、各関係者との連携を図ることを目的として「五城目町森林経営管理協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 五城目町が実施する森林経営管理制度に関する事業の推進に関すること。
- (2) その他必要な事項

### (組 織)

第2条 協議会の委員は、秋田地域振興局森づくり推進課、男鹿南秋田森林組合、五城目町役場農林振興課において森林経営管理を所管する職にある者をもって組織する。

### (会 議)

第4条 協議会は、いずれかの委員の要請をもって招集する。

- 2 やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。
- 3 委員は審議のために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、五城目町役場農林振興課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員が相互に協議のうえ定める。

### 附則

この要綱は、令和元年9月5日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。